

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

令和七年三月十八日

奈良県知事 山下 真

一 処分をした年月日

令和七年三月五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社GREEN LEAF

大和高田市東三倉堂町六番一―二号

代表取締役 中村辰彦

奈良県知事許可（般―四）第一七三〇二号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全て

2 期間

令和七年三月十九日から同月二十八日までの十日間

四 処分の原因となった事実

株式会社GREEN LEAFは、建設業法第三条第一項に規定する建設業の許可を受けずに建設業を営む者と、同項ただし書の政令で定める軽微な建設工事以外の工事に係る下請契約を締結しました。

このことが、建設業法第二十八条第一項第六号に該当します。